

## 軽自動車税の課税対象となる小型特殊自動車

	農耕作業用	その他
種類	農耕トラクタ、コンバイン、農業用薬剤散布車、田植機、国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車などで、乗用装置があるもの等	ショベルローダ、タイヤローラ、ロードローラ、グレーダ、ロードスタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルトフィニッシャ、タイヤドーザ、モータスイーパ、ダンパ、ホイールハンマ、ホイールブレーカ、ホイールクレーン、フォークリフト、フォークローダ、ターレット式運搬自動車など、国土交通大臣が指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車等
自動車の大きさ	制限なし	長さ 4.7メートル、幅 1.7メートル、高さ 2.8メートル以下
排気量	制限なし	制限なし
最高速度	時速 35 キロメートル未満	時速 15 キロメートル未満

※上記以外の農耕作業用自動車（時速 35 キロメートル以上）や大型特殊自動車は、事業用

資産の場合、償却資産の申告が必要です。

魚津市役所税務課資産税係（0765-23-1069）にお問い合わせください。